

という。)における写真・動画の撮影及び音声の録音(以下「ビデオ撮影等」という。)並びに撮影した映像及び録音した音声(以下「撮影映像等」という。)の取り扱いについては次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- (1) 会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数のものに公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、県剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- (2) 会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (3) 会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償に関わらずこれを不特定多数のものに配付したり、またはインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散したりしないこと。ただし、県剣連から許諾を受けて行う場合はこの限りではない。